

事 務 連 絡

平成21年5月16日

都道府県
各 指定都市 保育主管課 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

新型インフルエンザ対策に伴う保育サービスの留意点について（第2報）

本日付で、「新型インフルエンザ対策に伴う保育サービスの留意点について」お知らせしたところですが、その内、2の（2）に記述されている保育施設等が臨時休業になった場合の事業者に対する配慮要請について、厚生労働省においては、本日、別添のとおり事業者団体に対して、配慮を行うよう要請しましたのでお知らせします。

各自治体におかれましても、これを踏まえ、地域における事業者団体への要請についてよろしくお願いします。

（問合せ先）

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課

電話：03-5253-1111

課長補佐 川鍋（内線7922）

予算係長 川岸（内線7927）

社団法人日本経済団体連合会会長 御手洗 富士夫 殿
日本商工会議所会頭 岡 村 正 殿
全国中小企業団体中央会会長 佐 伯 昭 雄 殿

新型インフルエンザ対策については、格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国内において新型インフルエンザが発生し、新型インフルエンザ対策行動計画(新型インフルエンザ計画及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議平成21年2月改定)における第二段階(国内発生早期)となり新型インフルエンザ対策本部幹事会において別添の「確認事項」が決定されたところです。

この「確認事項」の三(五)において保育施設等の臨時休業とともに、「従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。」と決定されたところです。

つきましては、保育施設等の臨時休業により、育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員について、本人の申し出に基づいて特別休暇を与えるなどの配慮をおこなうことについて、特段の配慮をお願いいたします。

平成21年5月16日

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局長

村 木 厚 子

社会・援護局長

阿曾沼 慎 司

老健局長

宮 島 俊 彦